



平成 22 年 12 月 28 日

各 位

会 社 名 シ ル バ ー 精 工 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 嶋 田 彰
(コード番号 6453 東証第1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 金 本 法 道
(TEL. 03-5332-7611)

手形交換所による取引停止処分に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 12 月 28 日手形交換所における取引停止処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 手形等の不渡り又は手形交換所における取引停止処分に至った経緯

当社は、運転資金の確保のために平成 22 年 3 月 21 日「金銭消費貸借契約書」に基づき、平成 22 年 5 月 16 日を返済期限として 500 百万円の借入を行いました。その後、借入先との協議により、平成 22 年 12 月 16 日を返済期限と変更し、担保として 500 百万円の約束手形を差し入れましたが、返済期日までに返済資金の目処が立たず、借入先との協議も行いましたが、応諾を得られず、保証担保として差し入れた約束手形が郵送により支払い銀行に送付され、当該約束手形の決済ができず不渡りと判断されました。

当社としては、当該約束手形は担保として差し入れたものであって取立てに回されることはありえないことであって、不渡りとは認識しておらず、情報開示の必要性はないと認識しておりましたが、その後、上記の当該約束手形に追加の保証として借入先の代理人弁護士に預入れた 500 百万円の約束手形を平成 22 年 12 月 22 日に、借入先本人が、当該約束手形を支払い銀行に持参して店頭取立てに来ましたが、突然のことであり、当該約束手形の決済を行うことができず、これも不渡りと判断されました。

以上のことから、手形交換所による取引停止処分を受け、銀行取引が停止される結果となりました。

2. 不渡りとなった手形総額

10億円

3. 今後の見通し

当社は、今後も事業の継続を図るため、支援候補者と交渉を進め、経営の正常化を目指します。

また、当該約束手形の取立て行為は、借入先の代理人弁護士が署名押印の預かり証(追加の保証として借入先の代理人弁護士に預入れた 500 百万円の約束手形に関し、同弁護士から預かり証を受領しており、手形交換所を介して取り立てる等の行為は行わない旨が記載されている。)に違反しているため、法的措置も検討しております。

なお、手形交換所による取引停止処分を受けたことに伴い、当社株式は、株式会社東京証券取引所における上場廃止基準に抵触することとなります。

今般の事態につきましては、株主の皆様および多くの関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳なく衷心よりお詫び申し上げます。

以上